

各位

東京都保健医療局保健政策部
健康推進事業調整担当課長

令和8年度東京都地域自殺対策強化補助事業における「地域特性重点特化事業」の
事前申請について

日頃から、東京都の自殺対策に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から事前の申請書提出依頼がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、申請を希望される事業がある場合は、下記のとおり提出期限までに申請をお願いいたします。

記

1 申請方法

別紙1「申請書」を作成の上、下記担当宛て提出してください。

2 対象事業

別紙2「選択項目一覧」のとおり

3 申請に当たって留意事項

別紙1「申請書」の赤字部分に、該当事業に関する必要事項等を記載してください。

※申請は1事業、協議額は5,000千円以内としてください。

4 提出期限

別紙1「申請書」を令和8年3月6日（金曜日）17時までに、下記担当宛て電子メールにて御提出ください。

※御提出される際は、メール件名を「【自殺対策】R8 地域特性重点特化事業の申請（●●←団体名）」としていただくようお願いいたします。

（件名が異なる場合、申請が受け付けられない可能性があります。）

5 申請に係る留意事項

(1) 厚生労働省から、別紙3「留意事項（厚生労働省事務連絡）」のとおり、申請に係る留意事項を示されていますので、申請される場合は、必ず御確認ください。

(2) 「地域特性重点特化事業（以下「本メニュー」という。）」では、その名称のとおり、東京都の自殺に関する現状や課題といった、地域の特性に重点特化した取組が補助対象となります。

都外でも同様の事業を展開されるなど、全国的な取組として実施する事業は、厚生労働省

(裏面)

による「自殺防止対策事業」への御申請を検討ください。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/boushitaisaku.html

(3) 本メニューは、都が各団体からの事前申請を確認し、当該事業の必要性及び妥当性、都又は都内自治体の取組との重複有無を審査した結果、地域の特性を踏まえて重点特化する取組であり、都内の自殺が減少することが見込まれるものと認めた場合に、厚生労働省に申請します。

申請後、厚生労働省が申請内容を審査し、都宛て採択結果を通知します(令和8年3月以降予定)。その後速やかに、都から各団体宛て採択結果を通知します。

(4) 令和8年度東京都地域自殺対策強化補助事業(以下「本事業」という。)の公募は、令和8年6月頃に行う予定です。そのため、今回、本メニューに申請されない場合でも、他のメニューでの申請は可能です。

(5) 本事業の実施は、令和8年度歳入歳出予算が、令和8年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定するものとします。また、予算の範囲内で行うものとします。予め御了承ください。

【担当】

東京都保健医療局保健政策部健康推進課自殺総合対策担当
伊藤、吉川

電 話 03-5320-4310 (直通)

E-mail S1150302@section.metro.tokyo.jp

※メール件名は「【自殺対策】R8 地域特性重点特化事業の申請
(●●←団体名)」としてください。